

「相次ぐ最高裁判所判決（リボルビング取引と期限の利益喪失事由）」

と消費者金融の実務（私見）」

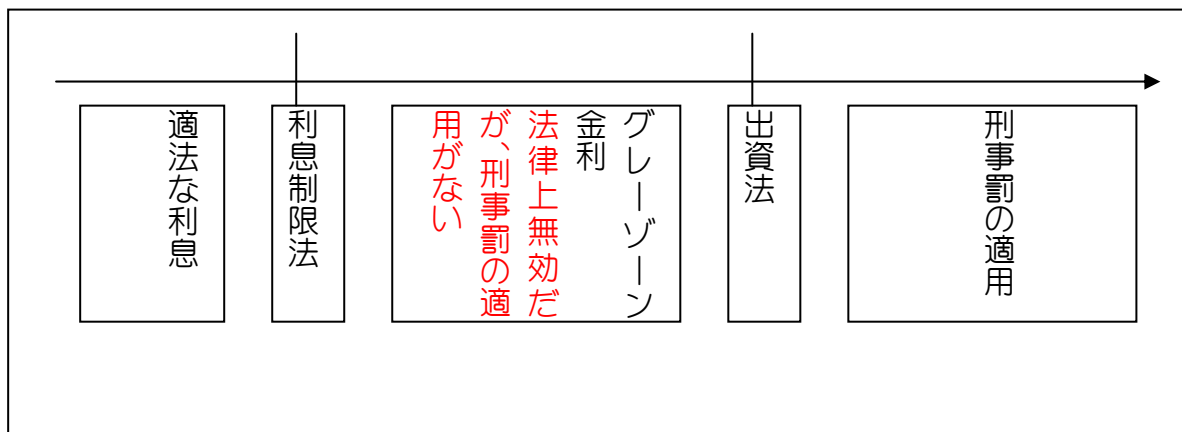
平成17年12月15日、平成18年1月13日最高裁判所は、貸金業に関して、相次いで実務上、重要な判決をした。法律実務において、最高裁判所の判決は、非常に重要な意味を持ち、その判断は、下級裁判所（最高裁判所以外の裁判所）の判決を事実上、拘束する。なぜ下級裁判所の判決を拘束するかというと、最高裁判所は、全国の裁判所の頂点にある裁判所であり、最終的に上告、上告受理、特別抗告などにより、最高裁判所まで、争うことができる（一部例外を除く）。そうすると、最高裁判所の判決に反する判決をしても、結局、最高裁判所で、ひっくり返されてしまうので、反する判決は、意味を持たなくなってしまうのである。よって、事実上、最高裁判所の判決は、下級裁判所の判決を拘束することになる。例外は、最高裁判所の判決（俗にいう判例）を変更する可能性がある事項くらいであるが、判例変更は、最高裁判所の大法廷判決（15人全員の裁判官の合議体）でなければならず、非常に慎重である。

利息制限法と出資法

金銭50万円を借りた場合、利息制限法によれば、利息は、年率18%以下とされており、超過利息の取得は、無効であり、不当利得として返還請求することができる。ただ、利息制限法には、違反に罰則がない。

刑罰規定に関しては、出資法に規定があり、年率29.2%を超える利息、損害金を取得すると原則として、刑事罰の適用がある。これは、消費者金融（以下、サラ金という）が、利息制限法超過利息を堂々と取得している根拠の一つである。つかまらないから、法律違反の利息をとっても良いという考え方だ。

この利息制限法違反、出資法に違反しない部分を実務では、グレーゾーン金利と読んでいる。



貸金業法43条(みなし弁済)

貸金業法43条(みなし弁済)

利息制限法の上限利率を超過する利息契約は無効であるが、一方で貸金業規制法43条では、この利息制限法超過利息であっても、**債務者が任意に利息として支払った場合は有効な利息の弁済とみなすと定めている(以下、みなし弁済という)**。

ですから、サラ金業者の中にはこのみなし弁済規定を利用して、利息制限法を超過した部分の弁済を有効であると主張する者も少なくない。しかし、このみなし弁済規定が適用されるためには、非常に多くの要件をすべて満たしている必要があり、実務上ほとんど適用がないと考えられています。

平成17年12月15日の最高裁判所の判決

みなし弁済が成立要件の1つに貸金業法17条書面の交付がある。この点の一部につき、判断したのが、平成17年12月15日の最高裁判所の判決である。

貸金業法17条書面においては、「返済期間及び返済回数」や号「返済金額」の記載をしなければならない。この記載を欠いている場合、みなし弁済の適用がないのである。

上記、判決で問題となったのは、いわゆるリボルビング取引である。リボルビング取引は、簡単にいえば、50万円の枠があって、その範囲内に自由に借りることができて、その借りた金額に応じて、返済金額が決まるという取引をいう。50万円くらいの金融のほとんどは、この取引で、サラ金がこの手法により、莫大な利益を上げている。

このリボルビング取引においては、その性質上**「返済期間及び返済回数」や「返済金額」が不確定であり、記載することが不可能である。**

この上記、リボルビング取引において、**「返済期間及び返済回数」や号「返済金額」のない書面が、貸金業法17条書面の要件を満たすかを判決したのが、平成17年12月15日の最高裁判所である。結論をいうと、リボルビング取引においても、上記記載が必要と判断し、みなし弁済の適用を否定した。**

これは、事実上、リボルビング取引においては、みなし弁済の適用の余地はなく、利息制限法のみが適用されると私は、個人的に理解した。

期限の利益喪失事由

期限の利益喪失事由とは、例えば、平成18年 1月31日に、金50万に対する年29.2%の割合による1ヶ月の利息と約定の元本の支払い全額の支払いがないときは、直ちに、残額の全額の一時に支払うという内容の契約である。**サラ金の契約書には、利息制限法違反の金利及び約定の支払い元本を支払わないときは、期限の利益を喪失するとある。**

平成18年1月13日最高裁判所の判決

みなし弁済の適用要件の1つ**債務者が任意に**利息として支払ったというのがある。この点につき、判断したのが、平成18年1月13日最高裁判所の判決である。

サラ金の契約には、利息制限法に違反した利息を支払わないときは、期限の利益を喪失するとされている。この点が、任意に利息として支払ったといえるかが問題となった。

最高裁判所は、

「債務者に対し、支払期日に約定の元本と共に制限超過部分(利息制限法に違反した利息)を含む約定利息を支払わない限り、**期限の利益を喪失し、残元本全額を直ちに一括して支払い、これに対する遅延損害金を支払うべき義務を負うことになる**との誤解を与え、その結果、このような不利益を回避するために、**制限超過部分を支払うことを債務者に事実上強制することになるもの**というべきである。

したがって、本件期限の利益喪失特約の下で、債務者が、利息として、利息の制限額を超える額の金銭を支払った場合には、上記のような誤解が生じなかったといえるような特段の事情のない限り、債務者が自己の自由な意思によって制限超過部分を支払ったものということとはできないと解するのが相当である。

とし、利息制限法違反の利息を支払わなければ、期限の利益を喪失する契約の場合は、みなし弁済の適用がないとした。

上記2つの判決により、ほとんどの事案につき、貸金業法43条みなし弁済の適用の余地は、実務上ますますなくなった。

リボルビング取引や期限の利息制限法違反の期限の利益喪失事由が契約にあっただけで、サラ金の貸付が違法ということになる。

期限の利益喪失事由については、契約において、利息制限法以内の利息であれば良いことだが、契約利息が、年29.2%としているとの関係からどうするのか。

私は、債務者にサラ金に利息制限法を主張してやりとりと目の前でしてもらったことがある。すると、サラ金は、出資法、出資法の一点張りで、利息制限法を認めなかったが、私が電話を変わるとすんなり利息制限法を認めたことがあった。出資法の一点張りのサラ金が、利息制限法の利息を契約書に記載することは考えにくい。**債務者が騙されていることに気づいてしまう可能性があるから。**

本2つの判決で、みなし弁済の適用がほぼ皆無になり、サラ金の金利は、違法であることが、明確になったのだから、テレビのサラ金のCMは、違法な金利であるから、禁止すべきある。公益などと公然とテレビ局は、いうのだから、違法なCM自体、公益に反するのだ。自分の言ったことは、守れ。視聴者は、馬鹿じゃないぞ。